免許法認定講習通信教育講座 一聴覚障害教育領域 一 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

重複障害児への教育的対応



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:横倉 久)

1



こんにちは。独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所の横倉久と申します。

これから「重複障害児への教育的対応」について説明します。

本講義のポイント

- 1. 聴覚障害に併せて他の障害を有する児童 生徒の現状を理解する
- 2. 重複障害児童生徒への実態把握と指導について理解する
- 3. 重複障害児童生徒の教育課程と教科用図書 について理解する
- 4. 盲ろう障害について知る

2



本講義のポイントは次の四つです。

一つ目は、聴覚障害に併せて他の障害を有する児童生徒の現状を理解することです。

二つ目は、重複障害児童生徒への実態把握と指導について理解すること です。

三つ目は、重複障害児童生徒への教育課程と教科書について理解することです。

四つ目は、盲ろう障害について知ることです。

本講義の内容

- I.特別支援学校(聴覚障害)における重複障害とは
- Ⅱ.特別支援学校(聴覚障害)における重複障害児童生徒の現状
- Ⅲ. 重複障害児童生徒の実態把握と指導
- IV. 特別支援学校(聴覚障害)における重複障害児童生徒の教育課程と教科用図書
- Ⅴ. 盲ろう障害について

3



では、本講義の流れについてお話します。

本講義では、主に五つのことを学んでいきます。

- 一つ目は、特別支援学校(聴覚障害)における重複障害の定義について説明します。
- 二つ目は、特別支援学校(聴覚障害)における重複障害児童生徒の現状について説明します。
 - 三つ目は、重複障害児童生徒の実態把握と指導について説明します。
- 四つ目は、特別支援学校(聴覚障害)における重複障害児童生徒の教育課程と教科用図書について説明します。

五つ目は、盲ろう障害について説明します。

そして最後に、本講義のまとめを行います。

I. 特別支援学校(聴覚障)に おける重複障害とは

4



それでは、まず「I.特別支援学校(聴覚障害)における重複障害とは」です。

特別支援学校(聴覚障害)における 重複障害とは

- 聴覚障害教育では、主たる障害が聴覚障害であって、学校教育法施行令22条3に定められた障害種である視覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害を二つ以上を併せ有する場合をろう重複障害という
- ・ 特に、聴覚障害と視覚障害を併せ有する場合は盲ろう(重複障害)という

5



特別支援学校(聴覚障害)における重複障害とは、どのような状態かについて説明します。

主たる障害が聴覚障害であって、学校教育法施行令第22条の3に定められている障害を二つ以上併せ有する場合をろう重複障害といいます。 ここでいう聴覚障害以外の障害とは、視覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱ということになります。

この中で特に聴覚障害と視覚障害を併せ有する場合は、盲ろうと呼びます。 盲ろうという障害については、視覚障害と聴覚障害の重複障害として扱いますが、盲ろうに特化したコミュニケーション方法や指導法が用いられるため、このような特別なカテゴリーで呼ばれています。

この説明を表にすると、次のスライドになります。

特別支援学校(聴覚障害)における 重複障害とは

聴覚障害を主とする重複障害

併せ有する 障害名	視覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱
①聴覚障害	○ (盲ろ う)			
②聴覚障害		0		
③聴覚障害			0	
④聴覚障害				0
⑤聴覚障害	0	0		

指導においては、言語障害、発達障害などの対応も必要になる。特に、盲ろうの場合はコミュニケーション方法の配慮が必要となる。

6



聴覚障害を主とする重複障害には、①聴覚障害と視覚障害、②聴覚障害と知的障害、③聴覚障害と肢体不自由、④聴覚障害と病弱というように二つの障害を併せ有する場合、それから、例えば⑤聴覚障害と視覚障害と知的障害というように、三つ以上の障害を併せ有する場合があります。

聴覚障害と視覚障害を併せ有する場合には、盲ろうの障害となり、コミュニケーションでは特別な方法を使うことになります。

また、教育課程は重複障害の状態を踏まえて編成することになります。

II. 特別支援学校(聴覚障害)における 重複障害児童生徒の現状

7



次は、「Ⅱ.特別支援学校(聴覚障害)における重複障害児童生徒の現 状」です。

II. 特別支援学校(聴覚障害)における 重複障害児童生徒の現状

- ・国立特別支援教育総合研究所 「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニ ケーションと言語に関する実態調査」 (平成24年度)(平成29年度)
- ・特別支援学校(聴覚障害)における 重複障害児の在籍数の増加傾向が見られる

8



特別支援学校(聴覚障害)における重複障害児童生徒の現状について説明します。

平成24年度と平成29年度に国立特別支援教育総合研究所が実施した「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニケーションと言語に関する実態調査」の重複障害児数調査によりますと、特別支援学校(聴覚障害)に在籍する重複障害児には増加傾向が見られます。

II. 特別支援学校(聴覚障害)における 重複障害児童生徒の現状

特別支援学校(聴覚障害)重複障害児の推移

国立特別支援教育総合研究所

「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニケーションと言語に関する実態調査」(平成24年度)(平成29年度)

平成29年度

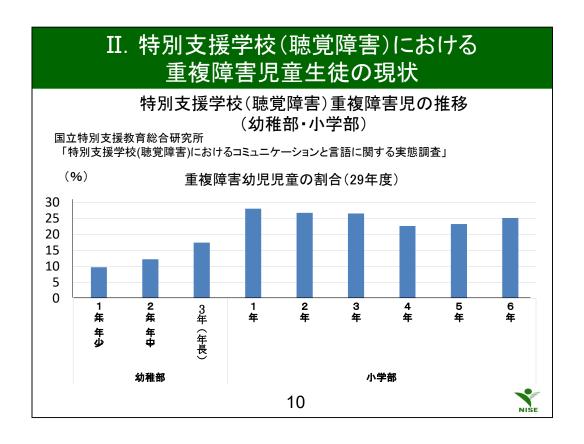
全国の特別支援学校(聴覚障害)幼児児童生徒数 5.694人

重複障害幼児児童生徒数 1,179人(20.7%) 【平成24年度と比べ6.8%増】

9



特別支援学校(聴覚障害)全体としては、平成24年度から平成29年度の5年間で、重複障害幼児児童生徒の割合は、6.8%増加しています。

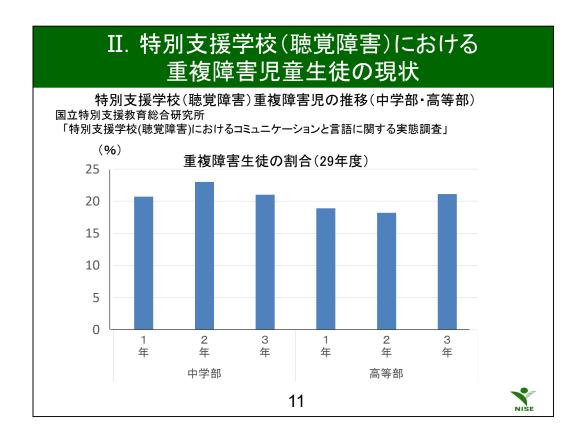


このグラフは、国立特別支援教育総合研究所が行った平成29年度の「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニケーションと言語に関する実態調査」における幼稚部と小学部における重複障害幼児児童の在籍割合です。

幼稚部では、重複障害幼児の割合が、9.7%~17.4%と、全体平均より 3.3%~11%少ない結果でした。しかし、平成24年度と比較すると増加傾向 にあります。

また、小学部では、重複障害児童の割合が、22.6%~28.0%といずれの学年も20%台でした。

幼稚部と小学部を見ますと、小学部の方が、重複障害の子供の割合が多いことがわかります。全国的には特別支援学校(聴覚障害)小学部に在籍する児童の5人に1人以上の割合で、重複障害の子供が在籍するということです。



このグラフは、中学部高等部の重複障害生徒の割合です。

中学部では、重複障害生徒の割合が、どの学年でも20%を超える在籍の割合でした。平成24年度は、中学部2年生が10.1%であり、他の学年は20%弱でした。

高等部では、重複障害生徒の割合が、各学年で18.2%から21.1%となりました。平成24年度は、13.5%から16.9%と15%前後であったので、増加傾向にあります。

中学部と高等部を見ますと、5人に1人ぐらいの割合で、重複障害の生徒が在籍するということです。

全体を見ますと、小学部が、重複障害児の割合が最も多いことがわかります。

12



次は、「Ⅲ. 重複障害児童生徒の実態把握と指導」です。

重複障害児童生徒の実態把握

- (1)医学的診断・所見と生育歴
- (2)感覚機能(見え方・きこえ方)の評価
- (3)健康領域の評価
- (4)姿勢や粗大運動に関する領域の評価
- (5)感覚に関する領域の評価
- (6)感覚ー運動協応に関する領域の評価
- (7)コミュニケーションに関する領域の評価

13



重複障害のある児童生徒の実態把握を行うに当たっては、その障害の状態が多岐にわたることから、多角的な視点から実態把握を行っていく必要があります。

重複障害のある児童生徒の実態把握を行う際には、(1)医学的な診断や 所見及び、生育歴など、できるだけ正確な情報を知ることが必要です。これら の情報は、知的機能や感覚機能のアセスメントに当たって有用な情報になり ます。

(2) 感覚機能(見え方・きこえ方)の評価では、外界の情報を得るための感覚機能、見え方やきこえ方の評価は重要です。特に、重度重複障害のある児童生徒では、感覚機能の評価が難しい場合があります。標準聴力検査が困難な場合は、専門家との連携や、日常生活場面での細かな行動観察が必要です。

その他に、特に重度重複障害のある児童生徒では、呼吸や生活リズム、発作の状況などの(3)健康領域の評価、(4)姿勢や粗大運動に関する領域、触覚・視覚・聴覚などの(5)感覚に関する領域、手指の微細運動を含む(6)感覚ー運動協応に関する領域、(7)コミュニケーションに関する領域等の把握が必要です。

重複障害児童生徒の指導内容と方法

- (1)知的障害を併せ有する重複障害の場合
- (2)自立活動を主として行う場合

14



重複障害のある児童生徒の障害の状態や程度は、一人一人異なりますが、ここでは、知的障害を併せ有する重複障害の児童生徒の指導内容と方法及び、自立活動を主とする教育課程の児童生徒の指導の内容と方法について説明します。

- (1)知的障害を併せ有する重複障害のある 児童生徒の指導の内容と方法
- ① 実体験を積み上げること
- ② 児童生徒にあった情報の提示の仕方や、 児童生徒からの発信の方法を工夫すること

15



知的障害を併せ有する重複障害のある児童生徒の教育課程については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、特別支援学校(知的障害)の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができるものとされています。

指導を行う際には、①実体験を積み上げることが大切になります。

重複障害のある児童生徒は、単一障害の児童生徒に比べると、概念形成の基盤となる体験が極端に少ないと言われています。言葉や数などの学習では、抽象化の課題に入る前の段階で、実物を用いた体験を数多く繰り返すことが重要です。特に、言葉に関しては、実際の行動を行いながら、模倣を促して学習する方法が有効です。

次に、②児童生徒にあった情報の提示の仕方や児童生徒からの発信の方法を工夫することが大切です。重複障害のある児童生徒にとって、周りの環境からの情報を受け取る手段は一人一人異なります。視覚・聴覚・触覚・嗅覚などの様々な感覚の使い方や、それぞれの感覚を用いた受信方法の発達などを考慮して、分かりやすい情報の提示の仕方を工夫することが大切です。

児童生徒が意思を表出する方法も様々です。視覚・聴覚・肢体不自由に 配慮しながら、児童生徒の発信しやすい方法を工夫する必要があります。

- (1)知的障害を併せ有する重複障害のある 児童生徒の指導の内容と方法
- ③ 児童生徒の興味関心のあることを学習につなげること
- ④ 児童生徒が理解するまでの学習時間を十分 確保すること

16



③児童生徒の興味関心のあることを学習につなげることの意義は、なによりも児童生徒が意欲的に学習に取り組めることです。さらに、重複障害のある児童生徒にとって、もう一つの重要なポイントは、外部から得る情報が制限されやすいということです。

重複障害の児童生徒たちにとっては、自分の興味関心から学習に入ることで、自分の中にもっている概念の構造化や整理を行いやすくなるという点です。「与えられた広い知識をまんべんなく学ぶ」という方法よりも「自分の興味のある一つの事項を深く学ぶ」ことで、実際的な知識や概念の構造化が広がっていくのです。

④児童生徒が理解するまでの学習時間を十分確保することについては、 重複障害のある児童生徒は、断片的な情報を統合して、状況を判断するの に時間がかかることを念頭において配慮します。分かりやすい情報提示の仕 方や、系統立てて学習できるような教材の工夫に加えて、児童生徒が理解 するまで、十分な時間を確保することが大切です。

- (2)自立活動を主として行う場合
- ① 自立活動の指導内容の設定と指導の 方法
- ② 重複障害のある児童生徒の課題設定



重複障害のある児童生徒のうち、障害の状態によって特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行うことができるとされています。

17

- ① 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成します。「心身の調和的発達の基盤を培う」ために「必要な基本的指導内容を、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できる」ようになります。自立活動の、健康の保持・心理的な安定・人間関係の形成・環境の把握・身体の動き・コミュニケーションの内容の中から、それぞれに必要な内容を選定し、これらを相互に関連づけて、児童生徒の生活や学習場面における具体的な指導内容を設定していきます。
- ②重複障害のある児童生徒への課題の設定については、児童生徒の主体性、能動性を引き出すために、児童生徒とって分かりやすい授業の環境づくり、児童生徒にとって安心・安全な授業の環境づくり、児童生徒にとって応答性のある授業の環境づくりが必要です。その上で、児童生徒の主体性による自己選択、自己決定の尊重と、それを引き出すための環境設定が重要になります。児童生徒にとって「何ができないのか」ではなく「今、できること」に焦点を当てて支援・指導を行い、「社会的参加」を促していく視点が必要です。

18



次は「4. 特別支援学校(聴覚障害)における重複障害者に関する教育課程と教科用図書」についてです。

重複障害者に関する教育課程の取扱い(小学部・中学部)

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要な場合
- (1)各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する 事項の一部を取扱わないことができること
- (2)各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部 を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又 は全部によって、替えることができること

19



特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、重複障害者に関する教育課程について、次のように示されています。

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要な場合として、
- (1)各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取扱わないことができること。
- (2)各教科の各学年の目標及び内容の全部または一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。

- (3)中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の 一部又は全部を、当該教科相当する小学部の各教科及び道徳 科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること
- (4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を取り入れることができること
- (5)幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること

20



- (3)中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事 項の一部又は全部を、当該教科に相当する 小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事 項の全部又は一部によって、替えることがで きること。
- (4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を取り入れることができること。
- (5)幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。 以上、五点が示されています。

2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする

21



2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は 生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知 的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に 関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款 若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育 を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部又は全部 によって、替えることができるものとする。これは、特別支援学校(知的障 害)代替の教育課程と言われています。

なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び 総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、 中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるも のとする

3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要のある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部、又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする

22



なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。

また、中学部の生徒については、外国語科を設けないこともできるものとする、とされています。

3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要のある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部、又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

ろう重複の児童生徒を指導する際には、児童生徒の実態を踏まえて、重複障害者の取扱いを参照にし、適切な教育課程を編成することが重要です。特別支援学校(聴覚障害)の小学部・中学部では、この取扱いによって重複障害の教育課程の編成を行うことになります。

小学部重複障害学級の週日課表(例)

校時/曜日	月	火	水	木	金	
1	日常生活の指導(着替え、排せつ、朝の会など)					
2	みんなの体育					
2	国語/算数					
3	T 12 77 - 77 20					
4	生活単元学習					
5	日常生活の指導(清掃)					
6	自立活動	自立活動	体育	自立活動	自立活動	

23



それでは、小学部では具体的にはどのような日課で学習を行っているのでしょうか。

この表は、ある特別支援学校(聴覚障害)の小学部重複障害学級の週日 課表です。

学校へ登校してきた1時間目に、日常生活の指導として、あいさつ、着替えや排せつ、身の回りの整理などを行い、朝の会ではカレンダーワークを通してその日の日程を確認して一日が始まることになります。

2校時前半では帯状に「みんなの体育」が設けられ、後半は、一人一人の課題に合わせた国語と算数の指導が行われています。

3・4校時には生活単元を設け、生活経験の拡大を図る取組が行われています。

6校時には、週4時間の自立活動が、一人一人の課題に応じて行われています。

重複障害者に関する教育課程の取扱い(高等部)

- 1 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする
- (1)各教科・科目の目標及び内容の一部を取り扱わないことができること
- (2)高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部 を、当該各教 科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内 容に関する事項の一部によって、替えることができること

24



次に高等部についてです。

特別支援学校高等部学習指導要領では、重複障害者に関する教育課程の取扱いについて、次のように示されています。

- 1 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
- (1)各教科·科目の目標及び内容の一部を取り扱わないことができること。
- (2)高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができること。

- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者 又は病弱者である 生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する 科目については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国 語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること
- 2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である 生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、 知的障害を併せ有する者については、次に示すところによる ものとする

25



(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

以上の3点が示されています。

次に2として、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である 生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を 併せ有する者については、次に示すところによるものとする。

(1)各教科·科目又は各教科·科目の目標及び内容の一部を、当該各教科·科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができること。この場合、各教科·科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとすること

26



(1)各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができること。

この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとすることと示されています。

- (2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第1章 第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を 行う特別支援学校における各教科等の履修等によることが できること
- (3) 校長は、上記2の(2)により、第1章第2節第3款に示す知 的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に おける各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標 からみて満足できると認められるものについて、高等部の 全課程の修了を認定するものとすること

27



次に、(2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第1章第2 節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 における各教科等の履修等によることができること。(3)校長は、上記2の(2)により、第1章第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育 を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれら の目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の 修了を認定するものとすること。

- 3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
- (1) 各教科・科目若しくは特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとすること。

28



- 3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
- (1) 各教科・科目若しくは特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。

この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとすること。

(2) 校長は、各教科、科目若しくは特別活動 (知的障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校においては、各教科、道徳科 若しくは特別活動)の目標及び内容の一部又 は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間 に替えて自立活動を主として履修した者で、 その成果がそれらの目標からみて満足でき ると認められるものについて、高等部の全課 程の修了を認定するものとすること

29



(2) 校長は、各教科、科目若しくは特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとすること。

以上のことが、特別支援学校高等部での、重複障害者に関する教育課程の取扱いに示されています。特別支援学校(聴覚障害)の高等部においても、この取扱いによって重複障害に関する教育課程を編成することになります。

高等部重複学級の教育課程(例)

教科等 / 学年	1年	2年	3年
作業学習	420(12)	420(12)	420(12)
国 語	140(4)	140(4)	140(4)
数 学	105(3)	105(3)	105(3)
美 術	70(2)	70(2)	70(2)
保健体育	70(2)	70(2)	70(2)
情 報	35(1)	35(1)	35(1)
総合的な学習の時間	70(2)	70(2)	70(2)
自立活動	70(2)	70(2)	70(2)
特別活動	70(2)	70(2)	70(2)
計	1,050 (30)	1,050(30)	1,050 (30)

「重複障害の教育課程の類型化について」「聴覚障害」2016春号. Vol.71

年間(週)接

30



これは、ある特別支援学校(聴覚障害)の高等部重複学級の教育課程です。

作業学習が教育課程に位置付いており、特別支援学校(知的障害)の教育課程で代替されていることが分かります。

この学校では、高等部全学年の作業学習においては、年間授業時数が420時間充てられています。

重複障害児童生徒の教科書

・特別支援学校においては、教科用図書以外の 教科用図書を使用することができる (学校教育法附則の第9条)

31



次に、重複障害児童生徒の教科書について説明します。

重複障害のある児童生徒については、教科用図書以外の教科用図書を使用することができるようになっています。

重複障害学級で使用される教科用図書

附則の9条本(上の2冊) 文部科学省著作本「こくご」(下の2冊)

附則の9条本



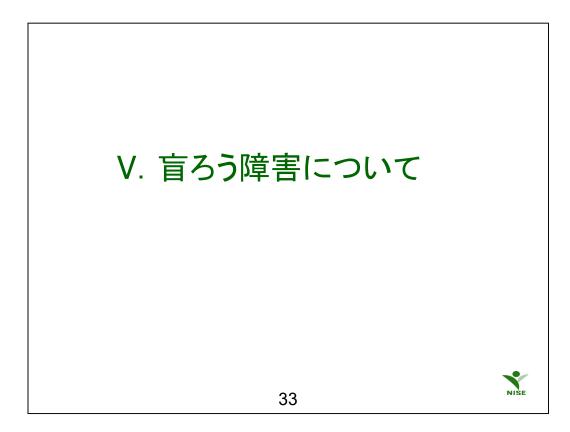


附則9条本の写真は例として掲載

32



重複障害学級で使用される教科書は、児童生徒の実態に応じて学校教育法附則の9条に基づき設置者が採択した市販の絵本や、文部科学省著作の「こくご」や「ことばの勉強」などを使うことができます。これらは、重複障害の教育課程に即して、また、児童生徒の発達段階を踏まえて使用されます。



次に「5. 盲ろう障害について」です。

盲ろう(重複障害)について

- ・盲ろうの範疇には、盲+ろう、弱視+ろう、 盲+難聴、弱視+難聴が含まれている
- ・平成29~30年の国立特別支援教育総合研究所 の調査によると盲ろう幼児児童生徒数315名
- ・触手話、指点字などのコミュニケーションを用いてる

NISE

34

重複障害の中には、盲ろうがあり、その範疇には、盲+ろう、弱視+ろう、 盲+難聴、弱視+難聴が含まれます。

平成29~30年に国立特別支援教育総合研究所が実施した調査では、全国の特別支援学校に在籍している盲ろう幼児児童生徒数は315名という結果でした。

聴覚に障害のある児童生徒の場合には、音声や文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように工夫が行われます。 盲ろう者の中で、保有する視覚を最大限活用しても、手話を確認することが難しい盲ろう者の場合には、手で触って手話・指文字を確認する触手話や、指点字を使用します。 指点字は、盲ろう者の6本の指を、点字タイプのキーとみなして点字を打つコミュニケーションの方法です。 互いに向かい合う、または横並びで行います。 指の感触で点字を読み取ることになります。



画面は、指文字を示しました。相手から見た指の形になります。

「あ」から「ん」までの指文字と、「O」から「9」までの数字を示しています。 触手話は、保有する視力の活用が困難な盲ろう者が使用し、互いの手を持 ち、触って確認する手話です。

はじめに聴覚障害があり、手話を習得した後、何らかの原因で視覚障害になった盲ろう者が使用することが多いとされています。

盲ろう(重複障害)について

指点字

対面で行う方法

横並びで行う方法





36



これは、指点字でコミュニケーションしている様子です。指点字でコミュニケーションを行う場合には、対面で行う方法と、横並びで行う方法があります。指の感触で点字を読み取るので、点字を習得している盲ろう者であっても読み取れない方もいます。ゆっくりならば読み取れる方もいますので、相手に合わせた速さで指点字を打つことが大切です。

本講義のまとめ

- 1. 特別支援学校(聴覚障害)では、重複障害 児童生徒の在籍率が増加
- 2. 重複障害児童生徒の実態把握と指導
- 3. 特別支援学校(聴覚障害)における重複障害 児童生徒の教育課程の編成と教科用図書
- 4. 盲ろう障害のコミュニケーション

37



それでは、本日の講義のまとめを行います。

はじめに、特別支援学校(聴覚障害)の重複障害幼児児童生徒の割合が増加してきており、平成29年度では、小・中学部で約5人に1人が重複障害であることを説明しました。

二つ目として、重複障害の児童生徒の実態把握と指導内容について説明をしました。

三つ目に、重複障害児童生徒の教育課程の取扱いと教科用図書について説明しました。

四つ目に、盲ろう障害のコミュニケーションには、触手話や指点字などを使うことを説明しました。

引用·参考文献

- ・独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニケーションと言語に関する 実態調査」(平成24年度)(平成29年度)
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 「特別支援学校における盲ろう幼児児童生徒の実態調査」(平成30年度)
- 星祐子「盲ろう」教育について 「聴覚障害」 平成20(2008)年3月.
- ・国立身体障害者リハビリテーションセンター「盲ろう者と触手話」リハビリテーションマニュアル17 平成17(2005)年.
- ·文部科学省 特別支援学校 幼稚部教育要領、小学部·中学部学習指導要領平成29(2017)年 高等部 学習指導要領 平成31(2019)年.

38



本日の講義の引用・参考文献として、これらを挙げておきましたので、ご参 照ください。

引用•参考文献

- ・千葉県立聾学校「重複学級の教育課程の類型化について」 「聴覚障害」 平成28(2016)年春号. Vol71.
- ・山形県立酒田聾学校「見通しを持って生き生きと活動する姿を目指して-小学部重複障害学級の生活づくり」 平成20(2008)年3月.
- ・横倉久 「特別支援学校小学部・中学部新学習指導要領の展開」」明 治図書 平成30(2018)年.

39



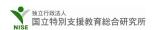
ご参照ください。

免許法認定講習通信教育講座 - 聴覚障害教育領域 - 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

重複障害児への教育的対応 終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:横倉 久)

40



以上で、「重複障害児への教育的対応」の講義を終わります。

責任監修:山本 晃

作成者:横倉 久

読み上げ者:横倉 久

